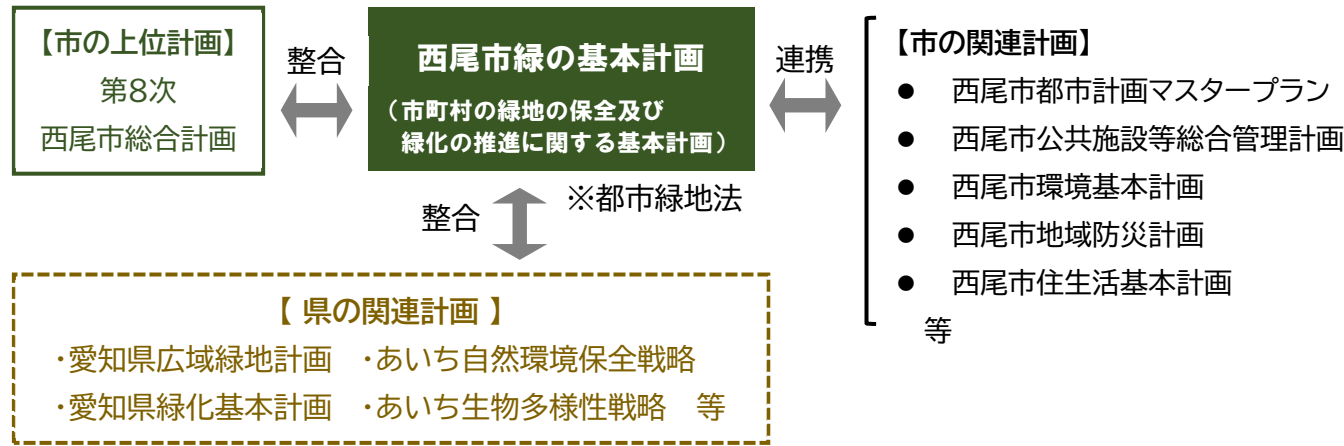


緑の基本計画について

緑の基本計画の位置づけ

- ✓ 緑の基本計画は、都市緑地法(都市緑地法第4条)に基づき策定される市の緑のまちづくりの指針となる計画で、緑地の保全及び緑化の目標やその推進のための施策や都市公園等の施設の配置や整備・管理等の方針を定める
- ✓ 緑の基本計画は上位計画である市の「総合計画」を構成する個別計画であり、「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」等の関連計画と整合を図り、連携しながら緑のまちづくりを推進

緑の基本計画の位置づけ



現行計画について

計画期間：
平成26年度～
平成36年度（10年間）

計画対象：
市域全域

対象となる緑：
都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅の植栽地や工場の緑地などの民間施設の緑地、農地や森林などの緑の地域も計画の対象

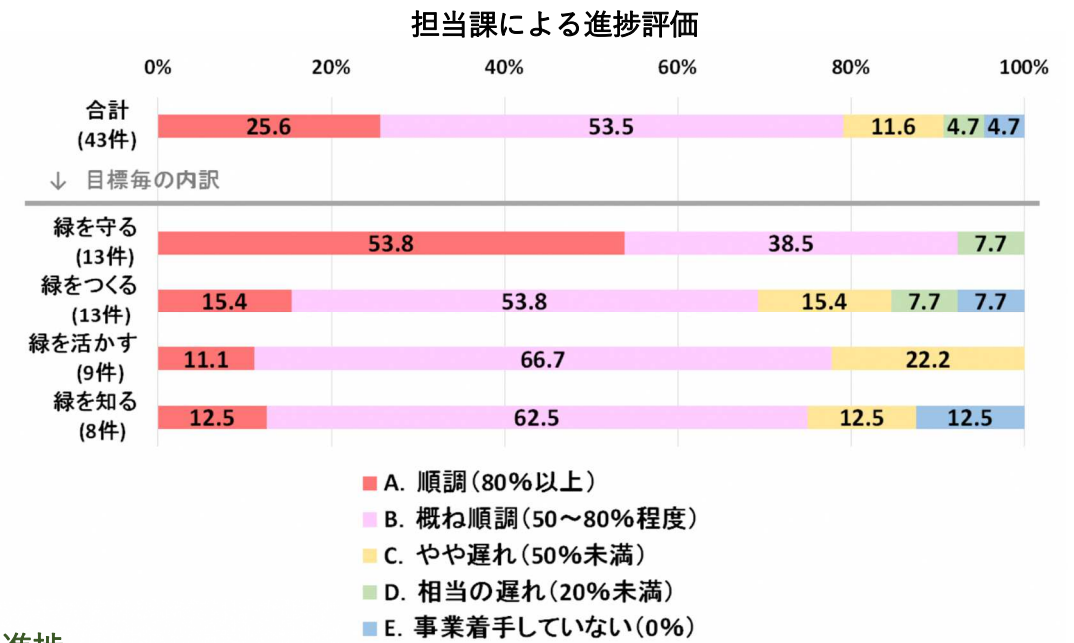
緑の将来像：
海・川・山・歴史を活かし、市民とともに育む緑のまち

現行計画の施策体系

緑地の保全及び緑化の推進のための施策		
施策展開の目標	個別目標	施策
緑を守る 本市の特徴である豊かな自然環境や由緒ある歴史の緑を守る	森林地域の保全	・三ヶ根山などの山林の保全 ・里山の保全
	海岸の保全	・貴重な生物や植物が息息する海岸の保全 ・三河湾沿岸、佐久島等の自然環境と調和した観光地の保全
	河川・水辺の保全	・矢作川、矢作古川など自然環境豊かな河川の保全 ・優良農地や日本有数の抹茶生産量を誇る茶畑の保全
	農地の保全	・市街地内農地の保全と活用
	市街地の緑の保全	・地域の文化と密着した歴史ある緑の保全 ・緑の拠点となる公共施設緑地の保全 ・市街地の潤いある景観創出に資する緑の保全
緑をつくる 地域の状況に合わせた方法で緑を創出し、生き生きとした緑を育てる	公園緑地の整備	・親子で楽しめる公園事業の推進 ・身近な都市公園の不足地域への計画的な公園整備 ・災害時に役立つ都市公園の整備 ・老朽化した公園施設の安全対策 ・公園施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入 ・公園の維持管理の充実 ・眺望点における良好な視点場の整備
	緑のネットワークづくり	・市街地内に点在している緑のネットワーク形成 ・多自然川づくりによる河川生態系ネットワークの創出 ・レクリエーション資源のネットワーク形成
	公共施設の緑化	・都市公園・公共施設の緑化目標 ・良好な河川・水路・街路景観の創出 ・駅周辺や市街地中心部における良好な緑景観の創出 ・民有地の緑化目標
	民有地の緑化	・快適な生活環境の創出に資する住宅地の緑化推進 ・地域環境の向上に資する民有地緑化の推進 ・遊休地化した農地の良好な景観創出 ・緑化支援制度の充実
緑を活かす 豊かな自然環境や地域コミュニティの中心となる公園緑地を積極的に活用する	環境学習の場として活用	・地域の自然環境を活かした自然とのふれあいの場の創出 ・遊休地化した農地の再整備・活用
	防災活動の場として活用	・平常時及び災害時における公園緑地の活用
	市民活動の場として活用	・公園を生きがいの場として積極的に活用
緑を知る 持続性のある緑を育てるために、市民の緑に対する理解を深める	もてなしの場として活用	・地場産業を活用した緑づくりの推進
	環境学習活動の推進	・自然環境の保全に繋がる環境学習活動の周知と推進
	市街地の緑への理解向上	・良好な市街地の緑育成に対する意識の啓発
	楽しむ緑の普及	・豊かな自然環境を活用したレクリエーションの周知
緑化イベントの実施	・緑化イベントの継続的な開催と新規開拓	
緑化支援制度の周知	・民有地緑化や保存樹木に対する補助金交付など支援制度の周知	

現行計画の進捗状況（内部評価）

- ✓ 施策の担当課による事業進捗評価では、計画に位置付けた施策のうち、8割弱が「順調（進捗80%以上）」又は「概ね順調（進捗50～80%程度）」とされている。目標別では「緑を守る」に関する施策の進捗度が高くなっている。
- ✓ 進捗が遅れている施策について、要因や課題としては、事業費不足や人材不足、地域の理解醸成などが原因となっているものが多い。



目標指標の進捗

- ✓ 現行計画で設定された13の指標のうち、令和3年時点での達成状況は、達成済 ●個、未達 ●個となっている。

■現行計画の指標

目標	指標	現在(令和3年時点)の数値	目標年次(令和6年時点)の数値
緑を守る	都市計画区域面積に対する緑地量の割合		52% (8,273ha)
	市街化区域面積に対する緑地量の割合		6% (178ha)
	市域全体に対する緑被率	70.4% (11,354ha)	72% (11,599ha)
緑をつくる	都市公園の整備量	5.01 m ² /人	5.5 m ² /人
	都市公園等（都市公園と公共施設緑地の合計）の整備量	m ² /人	19.4 m ² /人
	身近な公園緑地等に歩いていける地域の割合(公園誘致距離圏カバー率)	%	48%
	都市計画道路における街路樹整備率	%	50%
緑を活かす	アンケート調査による緑の満足度	54.2%	52%
	市民協働による都市公園管理箇所数	18箇所	18箇所
	公園緑地や環境に関する活動団体数	団体	14団体
緑を知る	保育園や幼稚園の園庭を芝生化する箇所数	34箇所	14箇所
	教育施設の校庭を芝生化する箇所数	13箇所	10箇所
	緑化活動に関するイベント開催数	回	20回

緑の現況と課題について

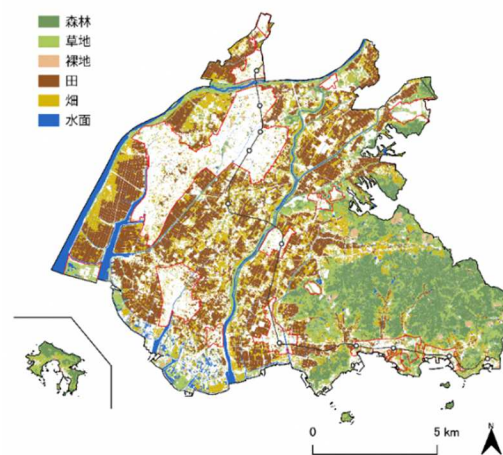
現状

まちの将来動向

- 西三河の他都市同様に人口・世帯数は増加(2020年国勢調査)。
- 高齢化は緩やかに進行しており、各地の人口構成も変遷していくと予測される。

緑地の動向

- 緑被率は約7割で、農地や草地、森林等の緑が多くなっている。
- 田畑や保安林は減少傾向にある。都市公園は増加しているが整備率は6割程度である。



緑の機能別の状況

- 市街地での大きな公園や、身近な公園、駅前等の拠点となる施設周辺の広場などについて整備量に差がある。
- 防災やレクリエーション、景観形成、環境保全等、緑の多面的機能の活用に向けて緑の充実が期待される。

市民意向

- 10年前と比べて緑全体の満足度はやや上昇している
- 公園に対して満足度が全体的に低く、とくに管理の質に対する評価が低い
- 都市農地に対する肯定的な意見が多数派であり、地産地消だけでなく防災や環境保全など多面的機能への期待が高まっている。

緑に関する施策の社会潮流

愛知県広域緑地計画
(2019年3月)
県が市町村における緑の基本計画の指針

量から質へ

- ◇ 人口減少に伴い、公共施設について、量の整備から質の向上へ重点が転換する傾向にある。
- ◇ 低未利用な小規模公園の活用やパークマネジメントの推進等、地域に即した緑の活用や管理のあり方が模索されている。

持続性の確保

- ◇ 平成29年度の都市緑地法・都市公園法改正では、民間による緑の管理や創出に向けた施策が位置付けられ、官民連携で緑を守り育てることが期待される。
- ◇ Society5.0やDXが進む中、緑や公園行政においても効率化・合理化を図るICT技術の活用が模索されている。
- ◇ 緑の基金やグリーンボンドなど多様な財源確保の仕組みも構築されつつある。

防災や生態系への配慮

- ◇ 都市型災害リスクの高まりから、グリーンインフラの重要性が謳われる。
- ◇ 平成30年度には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(国土交通省)が示され、緑行政における生物多様性への配慮の方向性が示される。

都市農地の位置づけの変化

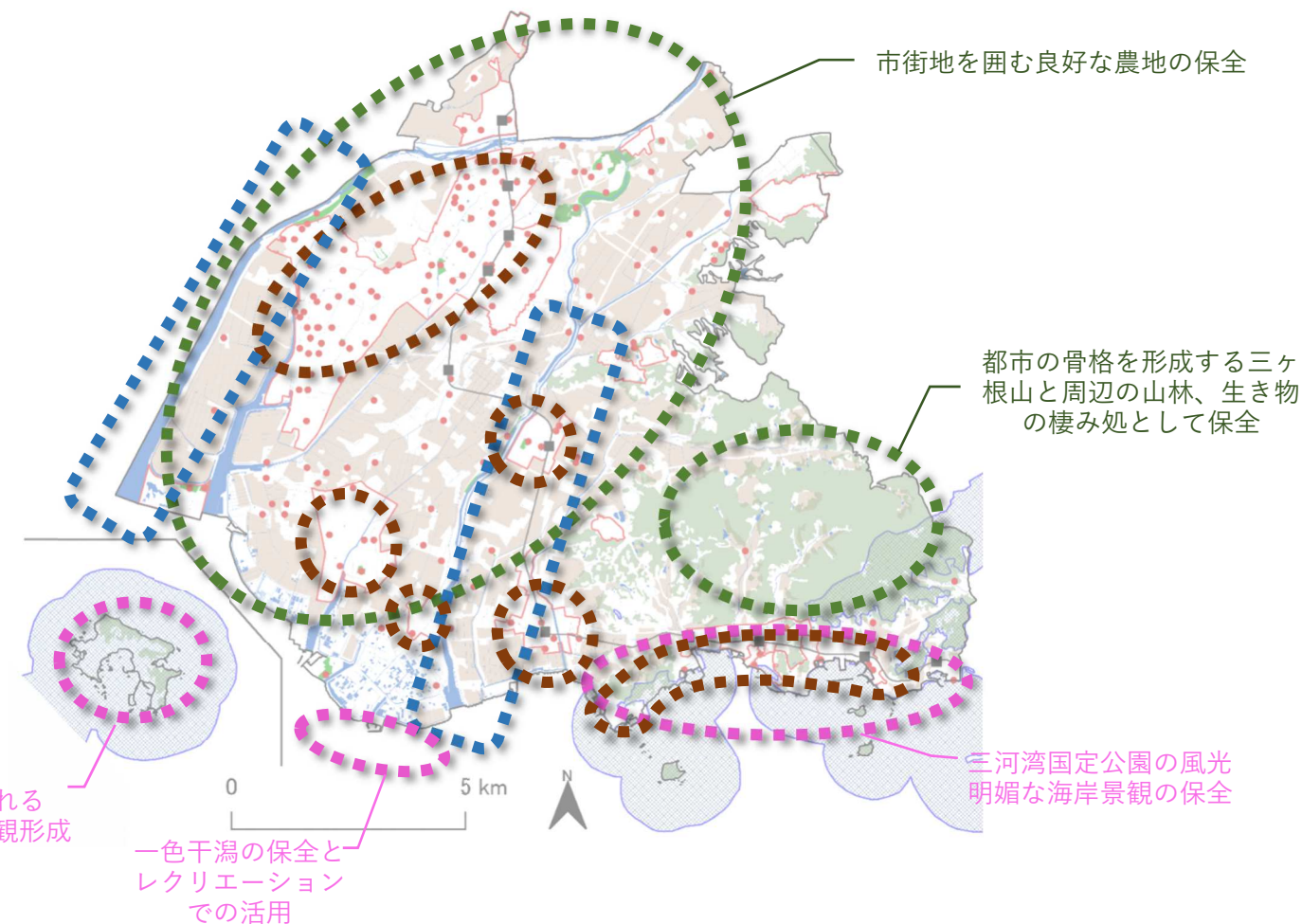
- ◇ 平成27年度に都市農業振興基本法が制定、都市に農地はあるべきものとされる。
- ◇ 平成29年度の都市緑地法改正で、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の諸制度の対象になる。

課題と検討の方向性

主要な課題図



凡例



施策の検討の方向性

策定委員会では、施策と内容について検討

量の確保

- ✓ 緑の配置の不均衡の改善
- ✓ 防災上懸念のある地域での雨水浸透性確保や緩衝用の緑地の確保
- ✓ 農地・里山・歴史のある社寺林等、西尾らしさを形作る守るべき緑の保全
- ✓ 生態系の保全に資する緑の保全 等

質の向上

- ✓ 公園・街路樹等の適切な管理
- ✓ 多様なニーズに応える公園づくり
- ✓ グリーンインフラとしての緑の整備推進
- ✓ 市の魅力を高める緑のまちづくり
- ✓ 安全な河川空間の確保 等

持続的な緑のまちづくり

- ✓ 市民協働への理解の醸成
- ✓ 緑の市民活動への支援
- ✓ 事業者と協働した緑のまちづくりの推進
- ✓ 農地の多様な担い手育成
- ✓ 財源確保方策の検討 等

資料

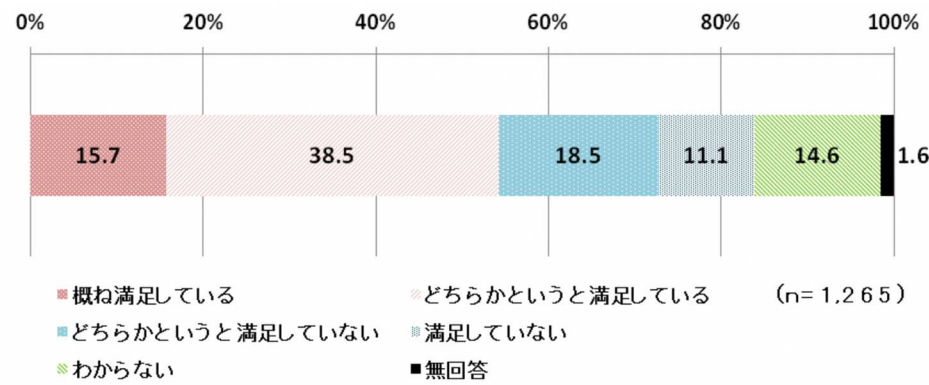
アンケート

<実施概要>

対象	令和3年7月1日現在、市に住民登録している満16歳以上の方から3,000名を無作為抽出
手法	郵送配布、郵送回収又はインターネット上のフォームで回答
期間	令和3年8月11日(水)～8月31日(火)まで
回収	1,265件(回収率42.2%)

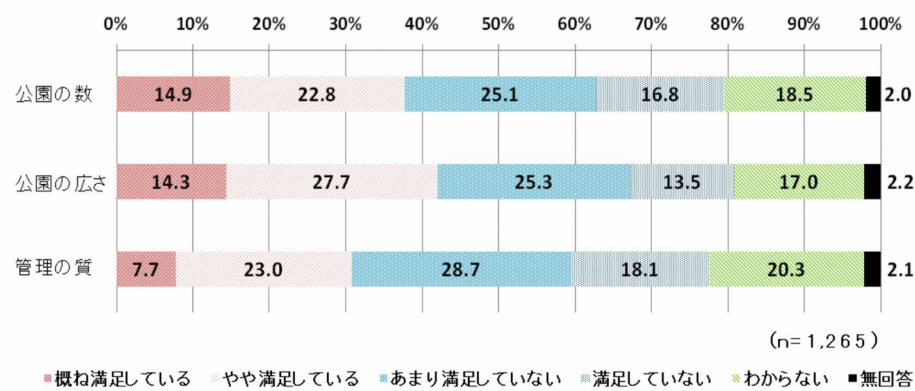
<主な結果>

みどりに関する総合満足度



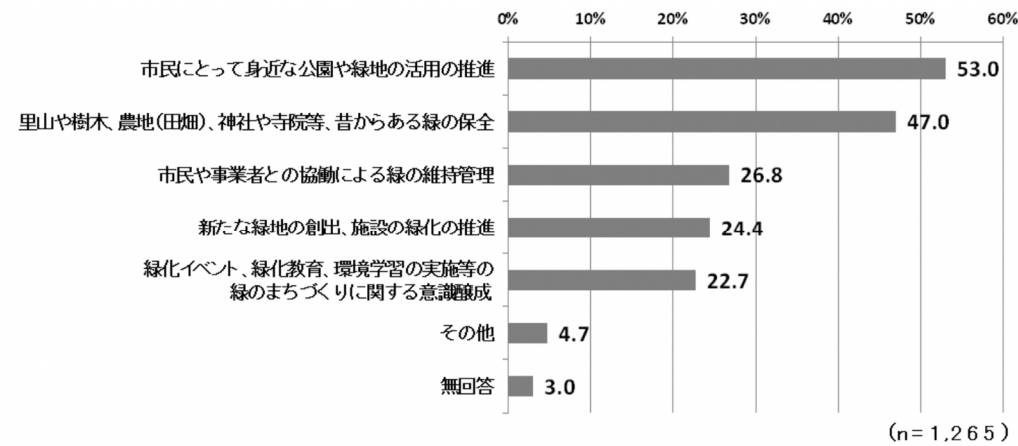
「概ね満足」、「どちらかという満足」の肯定的な意見は54.2%と過半数を超えている。(現行計画のKPIである50%を達成)

公園の数・広さ・管理の質についての満足度



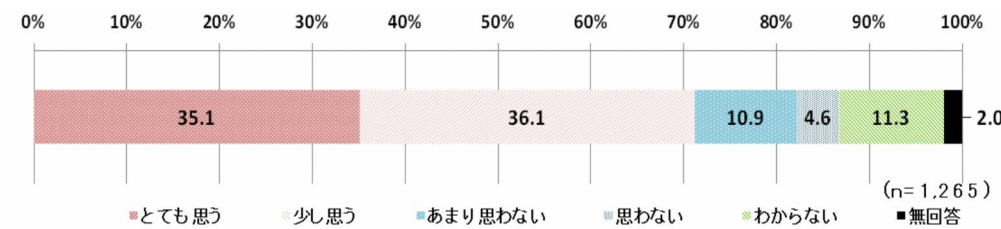
公園についての満足度は高くないが、中でも「管理の質」に関する満足度は3割程度と低くなっている。

今後の緑のまちづくりの推進にあたって力を入れていくべき取組

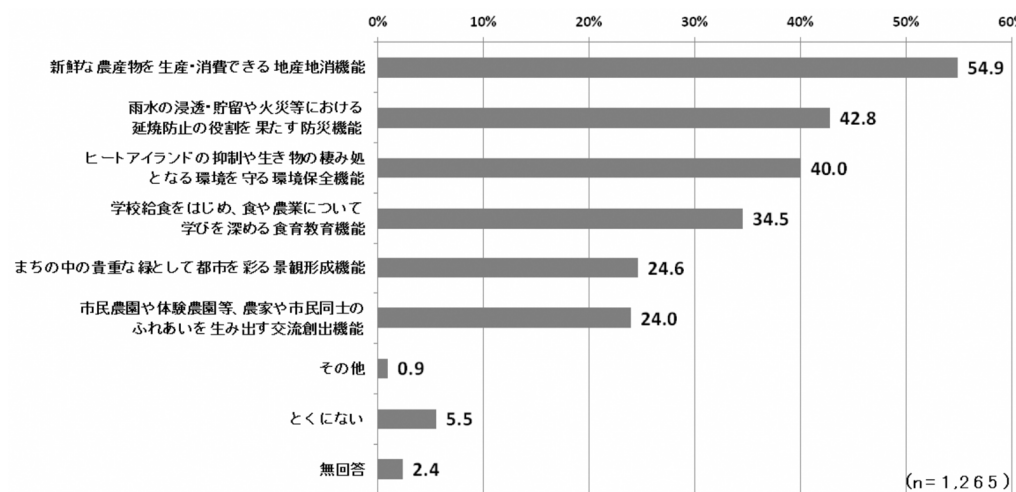


身近な公園や緑地の活用推進や、里山や農地等の昔からある緑の保全などが今後の取組として特に重要視されている。

都市農地を保全すべきか



都市の農地に期待する機能



都市における農地の保全について肯定的な意見は7割を超えており、都市農地については、地産地消や防災、環境保全等の機能の発揮が期待されている。

地域別懇談会 ※都市計画マスタープランと合同で実施

<実施概要>

対象	市民(市内を6つのエリアに分けて公募)
日時	令和3年11月13日(土)・14日(日)・20日(土)
場所	市役所、各地域の公民館等
参加者	68名(内訳)西尾・米津13名/平坂・寺津・福地10名/室場・三和10名/一色10名/吉良16名/幡豆9名

<緑に関する主な意見>

- ・身近な公園の設置・充実
- ・公園の適切な管理(植栽の手入れ/遊具の更新等)
- ・公園へのアクセス性向上(歴史公園、文化会館周辺等への道路の拡幅/茶畑周辺の道路整備)
- ・多様な公園の整備(自然を感じる/子供向けの遊具が充実/防災機能/高い親水性・海浜公園等)
- ・レクリエーション性の高い緑の整備活用(釣り公園、様々な樹木を見られる展示場/ビーチの活用等)
- ・緑の観光的な活用振興(歴史公園・寺部城址/矢作川/三ヶ根山/子どもの国等)
- ・生き物(メダカ/ホタル等)がいる環境の保全
- ・河川の整備・管理(矢作川中洲の浚渫等)
- ・農地の保全
- ・野菜の直売所の設置
- ・山林や竹藪の適切な管理

etc

